

社会福祉法人美濃市社会福祉協議会
評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美濃市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(勤務実態の定義)

第2条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、次の各号に掲げる必要な事項をいう。

- (1) 評議員会及び専門部会等への出席
- (2) 本会が主催する前号以外の会議、行事等への出席
- (3) その他必要と会長が認める業務

(報酬の算定方法)

第3条 評議員に対する報酬の額は、別表1による業務区分及び回数に応じて支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員に対する費用弁償は、第2条に規定する法人業務を行うために必要な出張をしたときは、本会旅費規程に基づき旅費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この規程第3条の適用開始年月日は、会長が評議員会に諮問し、評議員会の決議を経てから定める。

規程第3条の規定の施行期日は、令和元年7月1日からとする。

別表1 評議員の報酬

主な業務	報酬の額
第2条第1号から第3号に掲げる業務	2,500円/回